

職員の処分について

本日、次のとおり懲戒処分等を行いましたので公表いたします。

1 痴漢行為について

- (1) 職員 西区 市立小学校 教諭 (20代)
- (2) 処分の内容 停職6月
- (3) 処分事由

当該職員は、令和4年6月14日(火)17時33分頃、福岡市中央区の地下街において、すれ違いざまに女性の胸を衣服の上から右腕で触った。また、令和3年9月21日(火)午前7時23分頃、同一場所において、追い抜きざまに女性の胸を衣服の上から左腕で触った。

- (4) 管理監督者への措置

部下職員に対する指導監督が不十分であったとして、所属校の校長に対し「口頭訓戒」を行った。

2 不適切な行為について

- (1) 職員 博多区 市立小学校 教諭 (30代)
- (2) 処分の内容 懲戒免職
- (3) 処分事由

当該職員は、令和5年2月25日(土)、17歳の者(以下「相手方」という。)と交際を開始し、みだらな行為をするとともに、その後、交際関係を解消したにもかかわらず、みだらな行為をした。

なお、当該職員は、相手方の年齢が17歳であることを認識していたもの。

- (4) 管理監督者への措置

部下職員に対する指導監督が不十分であったとして、所属校の校長に対し「文書訓戒」を行った。

【問い合わせ先】

サービス指導課長 重村、サービス指導係長 赤木・井手
電話：711-4813 (内線：3664)